

企画競争実施の公示

令和元年7月12日

近畿地方整備局長

井上 智夫

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 ミズベスクール3 (仮称) 企画運営支援業務

(2) 業務内容

1) 企画内容検討

① 計画準備

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第8条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

② 企画内容検討

ミズベスクールについて以下の事項に留意して企画立案を行う。

水辺の賑わい創出に関わる民間の事業者等、自治体職員及び河川管理者が、取り組みを進めるため必要な知識（制度及び事例）の習得及び人間関係の構築を促進する。なお、知識の取得に当たっては、過去のミズベスクール、ミズベリング・ビジョンブック及び水辺活用ノウハウブックの内容との関連に留意するものとする。

2) 企画の運営・支援

上記1) で検討した内容を踏まえ、水辺活用の更なる普及啓発に繋がるミズベスクールの実施・運営支援を行う。

- ・企画・運営計画書（案）の作成
- ・当日配布資料（A4版・4C・4ページ・150部）の作成
- ・参加者の募集、集計及び対応
- ・アンケートの作成、集計及び分析
- ・開催支援（ミズベスクールの当日の運営支援）
- ・ミズベスクールの記録（議事録作成・写真撮影）

登壇者等との調整、会場設営及び事前準備も含めて行うものとし、実施する上で必要となる備品類（音響設備、マイク、案内板など）等は、受注者側で準備するものとするが、1日目の大阪合同庁舎第1別館2階大会議室の机、椅子、スクリーン、プロジェクター、マイク（有線2本、無線2本）、プレゼン用パソコン1台については発注者より貸与が可能である。

なお、当日は、5名程度の近畿地方整備局職員が補助の要員として参加することを想定している。

3) 広報支援

上記 2) の実施にあたり、事前・事後の各段階で関係者及び一般参加者に向けた効果的な情報発信のため、下記のとおり広報を行うものとする。特に自治体や水辺活用を行う民間事業者への効果的な情報発信を重視すること。

① 紙媒体：ポスター（B1版・4C・100部）チラシ（A4版・4C・3000部）を製作し、発送作業の補助を行う。

② 電子媒体：HP制作(*3)や Facebook 等 SNS の幅広い活用を想定している。

Facebook を活用する場合には発注者側でアカウントを取得し受注者側で情報発信を行うものとする。また水辺活性化に興味を持っている層に広く周知するよう留意する。さらに SNS では、ミズベスクール開催前後の各ポイント毎に情報発信を行う。

(*3)以下と同等程度の構成、デザインを考えている。

https://www.yodogawa-park.go.jp/yodogawa_uc/

③ その他：上記以外に新聞掲載やマスメディアの活用など広域的な広報を行う場合は、その効果と必要性・費用の妥当性について、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

4) 一般向けレポート制作

上記 1)～3)で行ったミズベスクールの内容を整理・とりまとめ、水辺活用技術の普及啓発に資するレポート（A4版・4C・16ページ・150部）を製作する。

5) 報告書作成

上記第10条に基づき報告書を作成するものとする。

(3) 履行期限 令和2年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 配置予定技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降に完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国の機関又は都道府県が実施する「河川事業に関する意見交換会、講

演会等の広報催事」の企画及び運営支援に係わる業務。

類似業務：国の機関又は都道府県が実施する「公共事業に関する意見交換会、講演会等の広報催事」の企画及び運営支援に係わる業務。

- (5) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年7月12日から令和元年7月24日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和元年7月24日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。